



平成30年度 指定給水装置工事事業者説明会

日 時 平成31年3月13日（水）
午後2時00分から
場 所 花巻市文化会館 大ホール

説明内容

- (1) 給水装置工事申込等全般に係る留意事項
- (2) 標準給水装置工事要綱の一部改正
- (3) 給水装置工事の写真検査導入
- (4) 給水装置工事に伴う道路占用等に係る留意事項
- (5) 水道法改正に伴う今後の動向

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

(1) 給水装置工事申込書について

申込書類等については、ホームページから最新のをダウンロードし、利用するようお願いします。また、今回の要綱改正で下記の変更となります。

- ・ 様式第7号 給水装置工事 申込時チェックシート
- ・ 様式第8号 給水装置工事使用資材一覧表
- ・ 様式第18号 給水装置工事完成検査票

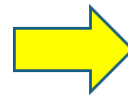
ホームページアドレスはこちら <https://www.iwatetyubu-suido.jp/company/332/>

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

(2) 給水装置工事申込書の記入について

太枠内のみ記入して下さい。工事種別・用途の欄については、記載不要です。また、工期の欄の記入漏れが見受けられるので、忘れずに記入をして提出して下さい。

工事種別・用途の欄については、記載不要です。



() 給水装置工事申込書 兼 承認書

年 月 日

岩手中部水道企業団
企業長 様 受付番号

工事種別	分岐・新設・増設・変更・臨時・撤去	用途	部・臨・その他
工 期	年 月 日	年 月 日	件 数
装 置 場 所	住所及び電話番号	() -	
申 込 者	住所及び電話番号	() -	
所 有 者	住所及び電話番号	() -	
代 理 人	住所及び電話番号	() -	
委 任 店	工事店名 第 号 () -		
	代表者氏名	主任技術者氏名	
留意事項			
上記申込者の給水工事に際し、私所有の土地、家屋内の工事及び給水管からの分岐に同意します。			
年 月 日			
土地所有者	住所		◎
	氏名		
家屋所有者	住所		◎
	氏名		
給水管所有者	住所		◎
	氏名		

※この工事に関連して、将来、何らかの不具合が生じた場合は、双方にて協議の上解決します。
※給水装置は当事業費で保管するほか、所有者に変更が生じた場合、その記録、給水装置の権利及び維持管理の範囲について両所有者に通知します。



太枠内のみ記入して下さい。
工期の欄の記入も忘れずに。

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

(3) 給水装置工事申込に係る留意事項について

- ・ 申請書類に不備・不足がある場合は、原則受付はせず、一旦返却しますので、給水装置工事申込時チェックシート(様式第7号)を利用し、工事店で必要書類を点検後、提出をお願いします。
- ・ 要綱改正に伴い様式が若干変更となりますので、最新版をホームページよりダウンロードしてご利用下さい。
- ・ 受付後から概ね1週間を目安に承認をしております。受付順で審査しておりますので、急いで承認を依頼される場合がありますが、他の申請が後回しになることがありますので、申請書の提出は余裕を持って提出するようお願いいたします。

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

(4) 給水装置工事完成検査について

- ・ 申込時と同様に完成書類に不備・不足がある場合は、原則受付はせず、一旦返却します。完成検査実施日の前日午前中までに書類の不備・不足が解消されない場合は、完成検査は実施しないので、ご注意願います。
- ・ 検査員から完成図等の修正を指示された場合は、概ね1週間以内に提出して下さい。
- ・ 現場は完了しているが完成検査をしない、検査員から図面等の修正を指示されたのにも関わらず期限内に提出がない場合は、解消されるまでの間は給水装置工事の申込みを受付しない場合があるのでご注意願います。

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

(5) 窓口対応

- ・ 窓口対応時間については、原則午前8時30分～午後3時（午後0時～午後1時は除く）としますので、ご協力をお願いします。また、限られたスペース・少ない人数で窓口対応をしておりますので、理解とご協力をお願いします。（順番に対応します）
- ・ 相談等の場合は、原則、主任技術者の方が来庁し協議されるようお願いいたします。審査担当職員は日常業務の半分以上は相談業務に費やしています。相談する場合は十分に整理した上で相談して下さい。そうすることで、相談時間の短縮につながり相談回数も減少します。そうなれば審査から承認までの期間も短くなります。
- ・ 主任技術者の職務（水道法第25条の4第3項）を再認識してもらい最小限の相談として下さい。

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

※抜粋

水道法 第二十五条の四

第3項 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

(6) その他

- ・ 大口径(75mm以上)あるいは大量にメーターを出庫する場合は、準備をする都合があるので、事前に連絡の上、窓口に来られるようお願いいたします。また、メーター出庫の受付時間は窓口受付時間内となりますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 緊急時以外の管路図・宅内図のFAX・メールでの提供は行いませんので、窓口までお越し下さい。
- ・ 加入金・手数料を企業団窓口以外でお支払いの際は、納入が分かる書類を提出した後、分岐立会いの予約を行って下さい。(事前予約不可)

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

- ・ 完成図面は半永久的に残るものですので、要綱 § 6 製図を基に誰が見ても分かり易い図面となるよう作図をお願いします。なお、申請時あまりにも分かりづらい図面を提出された場合は、申請を受付しない場合があるのでご注意ください。
- ・ 給水装置修理工事報告書の作成については、メーター2次側の漏水修繕により水量認定及び水道料金等を減免する際の資料となりますので、写真は修繕の前後と漏水状況がしっかりわかるように撮影をし、修理図面は漏水個所を示したメーター以降の配管図と必要により立体図（家形に洗面所、浴室など給水箇所を記した簡易なもので構いません）を提出されるようお願いいたします。

岩手中部水道企業団標準給水装置工事要綱の一部改正 (主な改正内容)

- ① 給水装置工事の設計変更手続きが必要となる工事変更の内容について
- ② 給水方式（直結、貯水槽、併用）の定義と事前協議について
- ③ 自家水道の配管設備を給水装置として使用する場合について
- ④ 水道企業団への無償譲渡の対象となる水道施設について
- ⑤ サドル付分水栓による穿孔作業について
- ⑥ 断水を伴う分岐工事の場合は、施工日時及び当日の作業手順等について
- ⑦ 塩化ビニル管の使用できる範囲について
- ⑧ 給水装置工事の完成検査の申込みについて
- ⑨ 現地検査を省略し写真検査とすることができる給水装置工事の内容について

岩手中部水道企業団貯水槽設備等設置基準一部改正について

- ・ 設置基準の表記及び内容の統一、見直し
- ・ （事前協議）の一部改正
- ・ （設計及び施工）の一部改正

① 給水装置工事の設計変更手続きが必要となる工事変更の内容について

(設計変更の申込手続)

第8 [略]

- (1) 給水方式を変更する場合
- (2) 被分岐管を変更する場合
- (3) 分岐箇所に着しい変更がある場合
- (4) 分岐箇所からメーターまでの配管経路あるいは口径が著しく変更になる場合
- (5) メーター口径を変更する場合
- (6) 水理計算書を提出した承認済工事について、メーター以降の配管延長が伸びる場合あるいは水栓数が増える場合
- (7) 貯水槽容量に変更がある場合
- (8) その他企業長が必要と認めた場合

② 給水方式（直結、貯水槽、併用）の定義と事前協議について

（給水方式）

第12 [略]

（1）直結式給水

配水管の水圧で給水装置末端の給水栓等まで給水する方式で、その対象は次のような場合である。

ア 給水できる建物の階数は、概ね地上3階まで、地下1階までとする。

イ 配水管の計画最小動水圧（0.20MPa）を基に水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。

② 給水方式（直結、貯水槽、併用）の定義と事前協議について

（給水方式）

(2) 貯水槽式給水 ア～エ [略]

オ 給水管に直結できない器具あるいは直結により故障のおそれのある器具
を使用する場合

カ 配水管までの距離が長く、既設給水管の口径を増径することが経費的に
不利と認められる場合

② 給水方式（直結、貯水槽、併用）の定義と事前協議について

（給水方式）

（3）併用式給水

同一建築物内で直結式給水と貯水槽式給水を併用する給水方式で、次によるものの以外は承認しないものとする。

ア 階毎の使用用途（住居・事務所・店舗他）が異なり、それぞれが独立した区画となっている場合

イ 階毎の給水方式が同一の場合、ただし給水管に直結できない器具を加圧シスターン等の下流で接続する場合を除く

③ 自家水道の配管設備を給水装置として使用する場合について

(管の連結)

第27 1～2 [略]

3 自家水道等の設備を給水装置として使用する場合は、本要綱に準じた構造及び材質であることを確認するとともに、特に次の各号について事前に調査すること。なお、本件による確認は、切替え時の給水装置について、新設時と同等の品質を保証するものではない。

(1) [略]

(2) 常圧に0.2MPaを加算した水圧（ただし最大で0.75MPa）で3分間水圧テストを実施した後に漏水のないこと。

(3)～(5) [略]

③ 自家水道の配管設備を給水装置として使用する場合について

(水圧検査)

第53 (1)～(3) [略]

(4) 自家水道等の設備を給水装置として使用する場合は、前各号によらず第27第3項第2号に規定する水圧テストに合格のこと。

④ 水道企業団への無償譲渡の対象となる水道施設について

(無償譲渡における水道施設の選定)

第32 企業団に無償譲渡するものは、原則として口径75ミリメートル以上のダクタイル鋳鉄管、あるいは口径50ミリメートル以上の配水用ポリエチレン管を標準とし、それ以外については別途協議による。

⑤ サドル付分水栓による穿孔作業について

(サドル付分水栓による穿孔)

第37 (1)～(3) [略]

(4) 分水栓のキャップをはずし、ボール弁が全開していることを確認し、水圧テスト (1.0MPa・3分間) を行う。

(5) 分岐口径及び規格に応じた穿孔ドリルを穿孔機のスピンドルに装着し、穿孔機を分水栓上部ネジ部に取付ける。

(10) ドリルを完全に上げた後、排水用ホース等を操作し水流に脈動を与え穿孔時の切粉を排出する。

(11) ボール弁を全閉し、穿孔機を分水栓からはずす。

(12)～(14) [略]

⑤ サドル付分水栓による穿孔作業について

(分岐検査)

第52 サドル付分水栓による給水管分岐工事は、検査員立会のもとで、水圧テスト（1.0MPa・3分間）に合格したのち穿孔工事を行い、その後、配管を行うこと。

⑥ 断水を伴う分岐工事の場合の施工日時及び当日の作業手順等について

(断水を伴う分岐工事)

第39 配水管及び給水管の断水を伴う分岐工事は、次の各号により施工すること。

- (1) 仕切弁あるいは止水栓の操作を伴うことから、施工日時及び施工手順等について事前に企業団と協議すること。
- (2) 断水を伴う分岐工事標準配管図（別図第4）に基づき施工すること。

⑦ 塩化ビニル管の使用できる範囲について

(ビニル管の布設)

第43 ビニル管の使用できる範囲は、原則として口径13ミリメートルから口径100ミリメートルまでのメーター下流の修繕工事に限ることとする。また、地上配管及び直接コンクリート内の埋込み配管に使用してはならない。

2～3 [略]

(ゴム輪形ビニル管の布設)

第44 ゴム輪形ビニル管の使用できる範囲は、原則として口径40ミリメートルから口径150ミリメートルまでのメーター下流の修繕工事に限ることとする。また、地上配管及び直接コンクリート内の埋込み配管に使用してはならない。

2～3 [略]

⑧ 給水装置工事の完成検査の申込みについて

(検査の申込み)

- 第49 検査の申込みは、検査前に書類検査を行う必要があるほか、現地検査の日程調整の必要があることから、検査希望日の2日前（休祭日を除く）の正午までに申込みなければならない。
- 2 写真検査の申込みについて、給水装置の工事申込者への引き渡し前とし、給水開始は、原則として検査完了かつ検査合格した後とすること。
 - 3 写真検査を指示した分岐穿孔等の作業実施については、第1項の規定に準じて事前に申込みこと。

⑨ 現地検査を省略し写真検査とすることができる給水装置工事 の内容について

(写真検査)

第56 給水装置工事の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、現地検査を省略し写真検査とすることができる。

- (1) 自家水道を併用していない戸建住宅への給水を目的とした新設工事
- (2) 全面的な配管替えにより新設工事と同様の施工を行った、自家水道を併用していない戸建住宅への給水を目的とした変更工事あるいは増設工事
- (3) 撤去工事あるいは止水栓止めとした変更工事
- (4) 既存の給水装置から一部の給水用具を取除く変更工事
- (5) 住宅分譲地など複数住戸への給水を目的とした給水装置工事と同時施工しない分岐工事
- (6) 前号の分岐工事に伴う分岐検査
- (7) その他企業長が認めた工事

岩手中部水道企業団貯水槽設備等設置基準一部改正について

(事前協議)

第3 1～5項 [略]

6 (1)～(3) [略]

(4) 貯水槽への給水管（流入管）の口径が20ミリメートル以下の場合

(設計及び施工)

第5 1～8項 [略]

~~9 一定水位弁以降吐水側給水管には、配管延長にかかわらずバキュームブレーカーを取付け、さらに副弁用配管は動かないよう固定すること。~~

削除しました。

岩手中部水道企業団貯水槽設備等設置基準一部改正について

(メーターの各戸検針)

第6 1項 (1) [略]

(2) 子メーターの取付けについては、次のとおりとする。

ア メーターは、企業団の貸与品とすること。

~~イ 電送リモート式メーターまたは電子メーターを取付けることとし、その手前には原則として丙止水栓を設置すること。~~

改正後

イ 電送リモート式メーターまたは電子メーターを取付けることとし、メーターユニットを使用すること。

給水装置工事の写真検査導入について

(1) 写真検査の概要

給水装置工事の内容が次のいずれかに該当する場合、現場検査を省略し写真検査とすることが出来るものとする。(写真検査の可否は承認時お知らせします)

- ① 自家水道を併用していない戸建住宅への給水を目的とした新設工事
- ② 全面的な配管替えにより新設工事と同様の施行を行った、自家水道を併用していない戸建住宅への給水を目的とした変更工事あるいは増設工事
- ③ 撤去工事あるいは止水栓止めとした変更工事
- ④ 既存の給水装置から一部の給水用具を取除く変更工事
- ⑤ 住宅分譲地など複数住戸への給水を目的とした給水装置工事と同時施工しない分岐工事
- ⑥ 前号の分岐工事に伴う分岐検査
- ⑦ その他企業長が認めた工事

給水装置工事の写真検査導入について

(2) 写真検査までの手順と合格までの流れ

- ・ 現行どおり完成図面等を提出する。その際、要綱に基づき撮影した写真を併せて提出。
- ・ 書類提出後、概ね10日以内に写真検査等を実施し、検査結果を検査員から工事業者の主任技術者へ連絡。
- ・ 写真に不備がある場合や現場等に疑義が生じた場合は、写真撮影を再度行わせることがある。また、現場での検査を行う場合がある。
- ・ 手直工事がある場合は速やかに工事を実施し、検査員の確認をとること。

給水装置工事の写真検査導入について

(3) 写真帳の作成要領

- ・ 写真帳のサイズはA4版タテ(裏表)とする。
- ・ 表紙には「承認番号」「申込者」「指定工事店名」「主任技術者」を記載すること。
- ・ 写真はカラー写真で、大きさは横11cm×縦8cm程度とする。
- ・ 写真帳への写真の貼り付けは1項に3枚とし、必要に応じて余白部分に撮影内容を明記する。

給水装置工事の写真検査導入について

(4) 写真撮影の要領(共通事項)

- ・ 工事写真用看板は黒板またはホワイトボードとし、適宜撮影内容を明記して撮影すること。なお、個々の写真に撮影内容が明記されている場合は黒板等が写真に入っていないとも構わない。
- ・ 逆光やピンボケなどで撮影対象が判別出来ないものは写真検査の実施が困難なものと判断し、写真帳の再提出あるいは現地検査に切り替えて検査を実施するものとする。

給水装置工事の写真検査導入について

(4) 写真撮影の要領(個別事項)

① 止水栓等設置状況

- ・ 蓋を開けて内部の止水栓等の状況がわかる。(開閉操作可能か?)
- ・ コンベックス等で止水栓等の埋設深さがわかる。(60cm以上)



給水装置工事の写真検査導入について

②メーター設置状況

- ・メーターBOXの蓋裏側に給水番号、施工年月日、施工事業者名、連絡先電話番号、主任技術者名などの記載されている。
- ・メーターBOX内で取付け位置や方向が確認できる。
- ・メーター番号、検満、口径が確認できる。



給水装置工事の写真検査導入について

③水抜栓・外水栓設置状況

- ・コンベックスなどで設置状況から埋設深さがわかる。(60cm以上)

④自己・第三者認証器具

- ・給水器具等と配管接続の状況がわかる。

⑤塩素濃度測定状況

- ・残留塩素濃度の測定結果が0.1mg/l以上であることがわかる。



給水装置工事の写真検査導入について

⑥配管等施工状況

- ・ 圧着工法、凍結工法などによる施工状況と補修バンド等による防護状況がわかる。
- ・ 撤去工事の分水栓止めの施工状況（サドルキャップ止め）がわかる。
- ・ 変更工事の止水栓止めの施工状況（サドルキャップ止め）がわかる。
- ・ 既設給水管からの切り離し状況（チーズ撤去等）がわかる。

⑦分岐作業状況

- ・ サドル付分水栓等の水圧テストで指定時間内に水圧の低下がないことがわかる。
- ・ 穿孔、切粉ドレン、切片有無、密着コア挿入、常圧測定等の一連の作業がわかる。

⑧立ち上り管の防寒対策状況

- ・ 配管が防寒対策されていることがわかる。

給水装置工事の写真検査導入について

⑨水圧テスト状況 ※新設分は全て実施。状況に応じて逆止弁の取外し

- ・ 測定箇所と水圧計の接続状況がわかる。
- ・ 水圧計の針が判読できる。
- ・ 時間の経過がわかる。
- ・ 自記録計による測定の場合はチャート紙（A4用紙に貼付）を添付する。



給水装置工事に伴う道路占用等に係る留意事項

(1) 申請書類について

- ・ 給水申請申込書とは別に図面の提出をしてください。提出図面の種類、部数については別表 6-1 のとおりです。
- ・ 図面作成にあたり、事前に道路管理者との打合せをしてください。

別表 6-1

道路占用申請に必要な関係図書の提出部数について

		位置図	保安計画図	平面図	横断図	断面図	道路台帳写	現地写真 (3方向から)	備考
国 道		3	3	3	3	3	3	3	3桁国道
県 道		3	3	3	3	3	3	3	
道 市 町	砂 利	3	—	3	3	3	—		
	舗 装	3	—	3	3	3	—		

※ 国道4号については担当者と別途協議するものとする。(3部提出)

給水装置工事に伴う道路占用等に係る留意事項

(2) 占用許可取得について

- 道路管理者から、許可証が下りたら工事店に連絡しコピーをお渡しします。申請内容と許可書の内容に間違いがないか、また、条件書を熟読の上施工してください。
- 国道及び県道については着手届が必要となりますので、工程表、道路使用の写しを添付し2部企業団へ提出してください。
- 占用工期内に工事が完成できず、工期延長が必要な場合は早めに連絡するようお願いします。

給水装置工事に伴う道路占用等に係る留意事項

(3) 完成書類について

- ・ 占用工期内に様式第14号分岐チェックシート及び様式17号分岐工事写真帳を作成の上、完成写真と一緒に2部提出してください。

給水装置工事に伴う道路占用等に係る留意事項

様式第14号

給水装置工事 分岐・撤去工事チェックシート

◆チェックシートは、復旧までの工事記録写真帳とともに提出すること。

チェック項目		工事	検査	チェック項目		工事	検査
掘削前	道路占用許可標識			掘削高検測	H =		
	安全施設（看板、誘導員）配置状況			敷き砂状況 （管下 cm）	H =		
	着工前			管布設状況	H =		
掘削	舗装切断状況	W =		埋戻し（砂）状況 （管上 cm）	H =		
	舗装取壊し状況			埋戻し（良質土）状況 （20cmごとに転圧状況）	H = H =		
	掘削状況			埋設表示シート （40～60cm）	H =		
穿孔	さや管挿入状況（正入および推進工事） ※えぐり掘り（たぬき掘り）をしないこと			埋戻し（下層路盤）状況 （20cmごとに転圧状況）	H = H =		
	さや管設置後（拡大写真） （さや管管端部において、給水管保護のこと）			埋戻し（上層路盤）状況	H =		
	既設管埋設深度	H =		復旧			
撤去	水圧試験	Mpa	分間	仮復旧完成			
	ドレン状況（切粉排出、洗管）			影響巾切断状況	W =		
	切片取出し			舗装取壊し状況			
撤去	密着コア挿入（鋼鉄管からの分岐）			不陸整正転圧			
	自圧確認	Mpa		上層路盤出来高検測	H =		
	サドル分水栓コック開			乳剤散布（※全体に散布されている 状況が分かる写真を提出のこと。）			
撤去	防食フィルム巻き			表層工 敷均状況			
	分岐オフセット			表層工 転圧状況			
	分水栓コック閉め			地先境界ブロック、 点字ブロック及び側溝等の再設置			
撤去	分水栓キャップ止め 取出し箇所止め			白線復旧			
	工事店名			完成			
	主任技術者			本復旧完成			
工事場所							
申込者							
承認番号	第 - - 号	道路占用許可番号					
施工日時	年 月 日	時 分	立会職員				
占用許可 工事期間	年 月 日 から 年 月 日まで						

※「○」印によりチェックする。未施工等、評定に該当しない項目には「/」を記入する。

様式第17号（§1第34 関係）

分岐箇所工事写真帳

装置場所 _____

申込者 _____

道路占用申請番号 _____

道路占用許可番号 _____

承認番号 _____

占用道路の状態 舗装・砂利 _____

施工業者 _____

給水装置工事に伴う道路占用等に係る留意事項

(4) 現場施工及び完成写真の撮影について

① 現場の施工について

- ・ 公道で施工の際は必ず道路使用許可を取得の上施工してください。
- ・ 工事看板を設置し現場には許可書を携帯すること。
- ・ 車道及び歩道について、アスファルト部は仮舗装の上交通解放のこと。本復旧までの間は適宜パトロールし破損の際は早急に修繕を行ってください。
- ・ 仮復旧後は養生期間を取り、すぐに本復旧は行わないこと。
- ・ 他工事等(下水道)がある場合は調整し、同じ個所を何度も掘削しないこと。

給水装置工事に伴う道路占用等に係る留意事項

(4) 現場施工及び完成写真の撮影について

② 完成写真の撮影について

- ・ 別紙を参照願います

水道法改正に伴う今後の動向

～指定給水装置工事事業者制度への
指定の更新制導入について～

水道法改正の内容

水道法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3.(2)は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。)

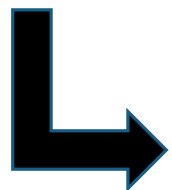
更新制導入の目的

現在の制度

給水装置工事事業者の指定のみ定義付け



指定に有効期限がないため、廃止届の提出がないと半永久的に指定されている現状



指定事業者の実体を把握するのが困難
お客様サービスの低下が懸念

更新制導入の目的

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

指定事業者の資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入する。



指定事業者の実体を確認し、実体のない指定事業者の排除。

お客様サービスの向上。

指定更新の要件

指定更新の要件については、新規の指定と同様で、水道法第25条の2及び法第25条の3に基づくものとなります。

法25条の2	・ ・ ・ ・	指定の申請について記載
法25条の3	・ ・ ・ ・	指定の基準について記載



新規の指定と同じ書類の提出が必要

指定更新の要件（基準）

指定の3要件

- ①事業所ごとに給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具を保有
- ③法第25条の3に規定する欠落要件に該当しない

指定更新の要件（基準）

【指定更新時の必要書類】

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- 選任される給水装置工事主任技術者の免状
- 指定給水装置工事事業者証（新規指定時に企業団で交付したもの）

様式については**新規と同じ様式を使用**する予定

指定更新の要件（基準）

【添付する書類】

機械器具及び事業所（外観・内観）の写真

個人の場合・・・住民票

（各市町村から取得したもので発行日から3ヶ月以内）

法人の場合・・・定款の写し、法人の登記事項証明書

（法務局から取得したもので発行日から3ヶ月以内）

【企業団に届け出している内容に変更があった時】

①指定給水装置工事事業者指定事項変更届

②給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

が状況に応じ**別途必要**になります

更新時に行う確認項目

更新に併せ、更新申請時に**指定給水装置工事事業者の運営基準の実態**や、**業務内容等**について次の4項目を確認します。

- ①指定給水装置工事事業者研修会への参加の有無
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容
- ③給水装置工事主任技術者等への研修機会確保の状況
- ④給水装置工事で適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新時に行う確認項目

①研修会への参加の有無

- ・ 当企業団が実施している講習会等が対象
- ・ 申請手続きの際に**過去5年の参加の有無の状況**を確認

更新時に行う確認項目

②指定事業者の業務内容

確認する業務内容

- ① 営業時間
(休業日・営業時間・修繕対応時間)
- ② 漏水修繕等への対応状況
(屋内給水装置の修繕・埋設部の修繕・その他)
- ③ 対応工事等の状況
(分岐～メーター・メーター～宅内)

更新時に行う確認項目

③主任技術者への研修の状況

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の技術力の向上を図るため、施工技術等の習得を行える研修の機会を適時確保されることが必要とされております。

【平成20年3月21日 厚生労働省水道課長通知より抜粋】

給水装置工事主任技術者をはじめ給水装置工事に従事する者の技術力の低下を懸念する指摘がみられることから、給水装置工事主任技術者等の給水装置の施行技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者において、水道法第25条の8及び同法施行規則第36条第4号の規定に従い、給水装置工事主任技術者等が進展した施行技術等の習得を行える研修の機会が適時確保されることが必要である。水道事業者においては、指定給水装置工事事

更新時に行う確認項目

③主任技術者への研修の状況

過去5年以内に、指定給水装置工事事業者が選任している「給水装置工事主任技術者」及び「その他の給水装置工事に従事する者」の研修受講状況を確認する予定です。

確認に当たっては、外部機関（現状は、給水工事技術振興財団が実施している eラーニングのみになります）による研修や、事業内訓練等の社内研修について実施の有無を確認します。

更新時に行う確認項目

③主任技術者への研修の状況

自社内研修に含まれるべき内容（参考）

- 給水装置及び給水装置工事に関する最新の技術情報について
- 給水装置の事故事例と対策技術について
- 給水装置の故障・異常の原因と修繕方法について
- 給水装置工事主任技術者の職務と役割について

更新時に行う確認項目

④技能を有する者の従事状況

配水管分岐～水道メーターに係る給水工事では、水道法施行規則第36条第2号に規定している「適切に作業を行うことのできる技能を有する者」を配置しなければなりません。

この工事を施工していたのにも関わらず、技能を有するものを配置していなかった場合は、水道法25条の8に規定する事業の運営に関する基準に違反することになります。

更新時に行う確認項目

④技能を有する者の従事状況

- ①過去1年間の配水管分岐～水道メーターに係る給水工事に配置した「適切に作業を行うことのできる技能を有する者」について状況確認
- ②配水管からの分岐穿孔、給水管接合の経験の有無と保有している資格の確認

更新時に行う確認項目

ホームページ等への内容の公表の可否

更新の手続きを行う際、指定事業者に対し、各確認項目で需要者への情報提供に対する内容について、公表することの可否を確認し、公表を求めない場合については、公表は行いません。

ただし、当企業団の内部資料としては使用します。

今後の対応について

有効期限（予定）

（仮に施行日が平成31年10月1日となった場合）

指定を受けた年月日	指定の有効期限
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	施行日の前日から1年:2020(平成32)年9月29日
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	施行日の前日から2年:2021(平成33)年9月29日
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	施行日の前日から3年:2022(平成34)年9月29日
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	施行日の前日から4年:2023(平成35)年9月29日
平成25年4月1日 ～平成31年9月30日	施行日の前日から5年:2024(平成36)年9月29日

企業団が指定している全ての事業者が該当

今後の対応について

更新手続き（予定）

指定の有効期限内で**更新手続きの受付期間**を設け、**その期間内に更新申請**をしていた
だくことで検討中。

今後の対応について

更新手数料（予定）

新規の手続きと同様に**事務手数料**を徴収いたします。

金額については、条例改正の手続きが必要となり、まだ決定しておりません

新規手数料（20,000円）と同額かそれ以下の額を想定しています。

なお、更新の都度、**手数料は発生**します。

注意事項

他の水道事業体からも指定を受けている事業者は、それぞれの事業体の指定日により各事業体で有効期限が違いますのでご注意ください。

各事業体において指定更新の手続きが必要です。また、手数料につきましても各事業体で違いますのでご注意ください。

指定の更新については任意となります、水道事業体から更新するよう催促することはありませんので更新を希望する方は手続きの漏れがないよう十分にご注意ください。

ご清聴ありがとうございました。

岩手中部水道企業団 給配水課